

公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

アンチ・ドーピング委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本連盟」という。）定款8章第58条の規定に基づいて設置するアンチ・ドーピング委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(組織)

第2条 委員会は、本連盟のアンチ・ドーピングに関する専門事項を審議・所管し、理事会に意見を具申する。

2 前項に掲げる専門事項とは、つぎの各号をいう。

- (1) アンチ・ドーピング教育・啓発活動に関すること
- (2) アンチ・ドーピング活動の計画・推進に関すること
- (3) その他アンチ・ドーピング関係諸事業の目的達成に必要なこと

(構成)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名 委員 3名以内

2 委員長及び委員は、理事会の議決により代表理事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本連盟理事の任期（2年）と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

3 代表理事、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

(小委員会)

第6条 委員会に、小委員会を設けることができる。

2 小委員会については、委員会で別に定める。

(規程の変更)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、平成28年6月5日から施行する。